

事務事業名 肺がん検診事業

政策:04 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

施策:03 健康づくりの推進

部名:保健福祉部

基本事業:02 健診の受診率向上と生活習慣の改善

課名:健康支援課

計画年度	年度	～	年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計				
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
4 0歳以上の市民				1．医師会や検診機関と事業計画について協議する。 2．周知方法：広報・保健事業案内・ホームページ掲載 3．申込み方法：当日申込み、昨年度受診者は申込み不要 4．検診通知：昨年度受診者へは、検診2週間前に受診票を送付する。 5．検診料金：無料 6．日程：6月～8月に実施する。 7．検診会場：各保健センター 8．検査方法：胸部間接撮影を2人の専門医が読影し、がんや結核等の胸部の病気を発見する。							
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）											
健康診査を受診し自らの健康に関心を持ち、健康の保持増進を図り、がんを早期に発見し、早期に治療する。											
4 活動指標・成果指標・事業費の推移											
区分	指標名称			単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値			
活動指標	肺がん検診実施日数			日	21	21	35	35			
活動指標	要精密検査者への支援件数			件	75	92	120	210			
成果指標	肺がん検診受診者			人	6,631	6,236	8,200	9,100			
成果指標	要精検と判定された受診者数			人	75	92	120	210			
事業費				千円	10,442	9,228	12,967				
				うち一般財源	千円	10,442	9,228	12,967			
5 目的妥当性											
○ 法定受託事業である（根拠法令→） ● 妥当である ○ 妥当性が低い				1．健康増進法（平成14年法律第103号） 2．がん対策基本法（平成18年法律第98号） 3．通知：厚生労働省健康局長 平成20年4月1日付「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」 平成20年3月31日付「健康診査管理指導事業実施のための指針」							
6 上位の基本事業への貢献度											
● 貢献度大きい（理由→） ○ 貢献度ふつう（理由→） ○ 貢献度小さい（理由→） ○ 基礎的事務事業				肺がん及びその他の呼吸器疾患も早期発見・早期治療され、社会的損失を少なくすると共に、健康市民を増やしている。							
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討											
○ 対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる ● 対象や意図の見直しはできない ○ その他				健康増進法及び国の健康診査指針に基づくため見直しはできない。							
8 有効性（成果状況）											
○ あがっている ● どちらかといえばあがっている ○ あがっていない				他の健康診査と併設実施し、市民の利便性に留意して運営しており、胸部の疾患の早期発見・早期治療に寄与している。							
9 有効性（成果向上余地）											
○ 成果向上余地・大 ● 成果向上余地・中 ○ 成果向上余地・小・無し											
10 事業の再編成											
○ 類似の事業があり、再編成できる ○ 類似の事業はあるが、再編成できない ● 類似の事業はない				なし							
11 効率性（コスト削減の方法）											
○ ある ● ない				負担金については、県内市町村では無料が多く、現在の検診内容を維持するために困難である。							